

契約主要事項説明書

該当事項は■

件名	令和8年度生駒市学研高山地区環境保全に係る水質等調査業務
質問番号	生環保第2号
契約担当	環境保全課
業務担当	環境保全課
契約期間	契約日から 令和9年3月31日 までとします。
契約保証金	<input type="checkbox"/> (1) 生駒市契約規則の規定により免除とします。 <input checked="" type="checkbox"/> (2) 生駒市契約規則の規定により過去2ヶ年間に本市又は他の官公庁と同種同規模の業務の契約履行実績の提示がある場合、又はその他契約保証金免除措置に該当した場合においては、契約保証金を免除としますが、その他の業者の方は、契約金額の10%の契約保証金の納付又はそれに代わる担保の提供を求めます。 <input type="checkbox"/> (3) 生駒市契約規則の規定により次の①・②に掲げる契約保証のうち、いずれか一つを選択することとします。 ① 契約保証金を現金で納めること。 ② 履行保証保険契約による契約保証を付すこと。
前払い金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
部分払い金	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (予算の範囲内で契約にのっとり行います。)
質問回答	提出方法 (提出課:業務担当課 必ず上記の質問番号を記載してください) ※直接持参や指定する方法以外による提出は認めません。 <input type="checkbox"/> F A X 番号 <input checked="" type="checkbox"/> 電子メール kankyohozen@city.ikoma.lg.jp 提出日 令和8年4月10日(金) 15:00 まで 回答方法 生駒市役所3階市政情報コーナーで閲覧に供します。 ※生駒市HP(https://www.city.ikoma.lg.jp/)からも閲覧できます。 回答日 令和8年4月13日(月) 13:00 から
その他	

※質問書はFAXの場合、所定の書式を送信してください。
 電子メールの場合、添付ファイルに記入の上、送信してください。

令和8年度生駒市学研高山地区環境保全に係る水質等調査業務仕様書

1 業務目的

本業務は、生駒市学研高山地区環境保全対策基本指針に基づき、生駒市学研高山地区の環境測定並びに奈良先端科学技術大学院大学及び参天製薬(株)奈良研究開発センターの監視測定を行うとともに、同地区の良好な環境を保全するため設置した「生駒市学研高山地区環境保全対策委員会」(以下「会議」という)の運営等について、下記の業務を委託する。

2 業務内容及び場所

- | | |
|--------------|-----------------------|
| (1)水質 | 詳細は、別紙Ⅰ－①、Ⅰ－②・別添地図Ⅰ参照 |
| (2)大気質 | 詳細は、別紙Ⅱ－①・別添地図Ⅱ参照 |
| (3)実験排水・実験排気 | 詳細は、別紙Ⅱ－②・別添地図Ⅱ参照 |
| (4)会議運営等 | 詳細は、別紙Ⅲ参照 |

3 業務期間

業務の期間は、契約締結日から令和9年3月31日までとする。

4 報告書等の作成

- (1)報告については、調査ごとに結果、測定方法、考察(過去の調査結果及び経年変化を踏まえたもの)を記載した報告書(採取現場写真添付)にバックデータを添えて、2週間以内に提出するとともに契約期間内に年間報告書1部(簡易製本、採取現場写真添付)を提出すること。
- (2)報告書の書式等については、別途協議するものとし、結果はデータ(Excel ファイル等)を電子記録媒体に記録したものを提出すること。
- (3)会議運営については、会議資料作成及び議事録を取りまとめ、会議終了後、報告書1部(簡易製本)及び原稿データを提出する。

5 その他

- (1)業務は現地踏査を行い、業務計画書を作成し、市担当者と協議のうえ実施すること。
- (2)天候等の理由でサンプリング日時変更の場合は、事前に市担当者と協議すること。
- (3)踏査や調査・測定の結果、異常その他疑義がある場合は、直ちに市担当者に連絡し、その指示に従い、受託者の費用で再調査等を行うこと。
- (4)業務の処理を第三者へ委託し、または請け負わせてはならない。ただし、参天製薬(株)奈良研究開発センター眼科研究所における実験排気調査(別紙Ⅱ－②、別添地図Ⅱ中No.A～E)に関してはこの限りではない。

(別紙 I - ①) 河川水質調査項目及び測定方法

項目	測定・分析方法	測定数量・回数	
気温	JIS K 0102 7	3ヶ所・年4回 (5、8、11、2月) 検体数12	
水温	JIS K 0102 7		
pH	JIS K 0102 12.1		
BOD	JIS K 0102 21		
COD	JIS K 0102 17		
SS	昭和46年環境庁告示59号付表9		
DO	JIS K 0102 32		
大腸菌数	昭和46年環境庁告示59号付表10		
流量	「建設省河川砂防技術(案)-調査編-」に準拠	※2ヶ所・年4回 (5、8、11、2月) 測定回数8	
人の健康の保護に関する環境基準項目	カドミウム	JIS K 0102 55.2、55.3、又は55.4	1ヶ所・年1回 (8月) 検体数1
	全シアン	JIS K 0102 38.1.2 及び38.2又は38.1.2及び38.3 又は38.1.2及び38.5又は付表1	
	鉛	JIS K 0102 54	
	六価クロム	JIS K 0102 65.2	
	砒素	JIS K 0102 61.2、61.3又は61.4	
	総水銀	昭和46年環境庁告示59号付表2	
	アルキル水銀	昭和46年環境庁告示59号付表3	
	PCB	昭和46年環境庁告示59号付表4	
	ジクロロメタン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	
	四塩化炭素	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
	1,2-ジクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2	
	1,1-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	
	1,1,1-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
	1,1,2-トリクロロエタン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
	トリクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
	テトラクロロエチレン	JIS K 0125 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5	
	1,3-ジクロロプロペン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.1	
	チウラム	昭和46年環境庁告示59号付表6	
	シマジン	昭和46年環境庁告示59号付表6 の第1又は第2	
	チオベンカルブ	昭和46年環境庁告示59号付表6の第1又は第2	
	ベンゼン	JIS K 0125 5.1、5.2又は5.3.2	
	セレン	JIS K 0102 67.2、67.3又は67.4	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	硝酸性窒素JIS K 0102 43.2.1、43.2.3又は43.2.5 又は43.2.6 亜硝酸性窒素JIS K 0102 43.1		
ふっ素	JIS K 0102 34.1若しくは34.4 又は34.1.1c及び付表7		
ほう素	JIS K 0102 47.1、47.3又は47.4		
1,4-ジオキサン	昭和46年環境庁告示59号付表8		

(別紙 I - ②) 井戸水質調査測定項目及び測定方法

	項目	測定・分析方法	測定数量・回数
	気温	JIS K 0102 7	
	水温		
健康に関する項目(32項目)	一般細菌	厚生労働省令第101号	3ヶ所・年1回 (8月) 検体数3
	大腸菌		
	カドミウム及びその化合物		
	水銀及びその化合物		
	セレン及びその化合物		
	鉛及びその化合物		
	ヒ素及びその化合物		
	六価クロム化合物		
	亜硝酸態窒素		
	シアン化物イオン及び塩化シアン		
	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素		
	フッ素及びその化合物		
	ホウ素及びその化合物		
	四塩化炭素		
	1,4-ジオキサン		
	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン		
	ジクロロメタン		
	テトラクロロエチレン		
	トリクロロエチレン		
	ベンゼン		
	塩素酸		
	クロロ酢酸		
	クロロホルム		
	ジクロロ酢酸		
	ジブロモクロロメタン		
	臭素酸		
	総トリハロメタン		
	トリクロロ酢酸		
	プロモジクロロメタン		
	プロモホルム		
	ホルムアルデヒド		
	水道水が有すべき性状に関する項目(20項目)		
アルミニウム及びその化合物			
鉄及びその化合物			
銅及びその化合物			
ナトリウム及びその化合物			
マンガン及びその化合物			
塩化物イオン			
カルシウム、マグネシウム等(硬度)			
蒸発残留物			
陰イオン界面活性剤			
ジェオスミン			
2-メチルイソボルネオール			
非イオン界面活性剤			
フェノール類			
有機物(全有機炭素(TOC)の量)			
pH値			
味			
臭気			
色度			
濁度			

(別紙Ⅱ-①) 大気質調査測定項目及び測定方法

調査項目		調査方法	基準法	測定数量・回数
自動車排出ガス測定調査項目	二酸化硫黄	溶液導電率法又は紫外線蛍光法	JIS B 7952	1ヶ所・年1回 (測定月は市の指示による)
	窒素酸化物 (NO,NO ₂ ,NO _x)	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法 又はオゾンを用いる化学発光法	JIS B 7953	
	浮遊粒子状物質	濾過捕集による重量濃度測定方法又はこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法若しくはベーター線吸収法	JIS B 7954	
	一酸化炭素	非分散型赤外分析計を用いる方法	JIS B 7951	
	微小粒子状物質	濾過捕集による質量濃度測定方法又はこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法	「環境大気常時監視マニュアル 第6版」に準ずる (ベーター線吸収法)	
	気象	風向	微風向風速計	
風速				

※調査については24時間連続7日間測定とするが、電源については、最寄りの電柱から引込み工事を行うこと。(要電気料金)

(別紙Ⅱ-②) 奈良先端科学技術大学院大学及び参天製薬(株)奈良研究開発センター
眼科研究所の実験排水・実験排気測定項目及び測定方法

①実験排水

項目	測定方法	測定数量・回数
気温	JIS K 0102 7	2ヶ所・1回/月 測定回数24
水温	JIS K 0102 7	
pH	JIS K 0102 12	2ヶ所・1回/月 検体数24
大腸菌数	下水試験方法	
一般細菌	下水試験方法	
遊離残留塩素	JIS K 0102 33.2	

②実験排気

項目	測定方法	測定数量・回数
気温	JIS K 0102 7	3ヶ所・1回/月 測定回数36
風向・風速	太田式ハンド風向風速計又は同等性能を有する測定器	
大腸菌群	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・1回/月 検体数36 (1検体につき試料採取数3)
	(マッコンキー寒天培地)	
一般細菌	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	
	(トリプトソイ培地)	
黄色ブドウ球菌	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(卵黄加マンニット食塩培地)	
緑膿菌	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(NAC寒天培地)	
黒カビ	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(サブロー寒天培地)	
カンジダ	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(サブロー寒天培地)	
<i>Aspergillus brasiliensis</i>	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(サブロー寒天培地)	
<i>Brevundimonas diminuta</i>	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(ソイビーン・カイゼン・ダイジェスト培地)	
枯草菌	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(ソイビーン・カイゼン・ダイジェスト培地)	
<i>Clostridium sporogenes</i>	衛生試験方法に準拠 (5分間落下法・90mmのペトリ皿使用)	3ヶ所・4回/年 検体数12検体 (1検体につき試料採取数3)
	(ABCM寒天培地)	

(別紙Ⅲ) 会議運営等

1 会議資料の収集、整理及び解析並びに会議資料の作成

(1) 会議資料の収集、整理及び解析

市(本仕様書に基づく測定調査結果及び他課の測定調査結果)及び事業者が実施する監視測定調査の結果をとりまとめ、結果に対して測定者としての専門的立場から解析を行うとともに、会議の審議を行う上で必要となる資料について市の指示に従い、収集、整理及び解析を随時行う。また、その他資料が必要となった場合においても、速やかに提出するものとする。

(会議規模:委員会約 30 名)

なお、測定を行なった以外の調査結果については、市から貸与するものとする。

(2) 会議資料の作成

前項でとりまとめた監視測定結果、その他関係資料について、市の指示に従い、会議資料として作成し、委員・事務局あわせて 30 部用意する。

2 会議の運営補助

(1) 会議の開催準備・運営補助等

会議の開催に際して、市の指示に従い、会場の設営、資料の配布等会議の開催準備を行うとともに、会議を円滑に運営するため、必要となる事項について市事務局の会議運営を補助する。また、会議終了後会場の撤収も行う。

(2) 会議における説明等

調査結果に関する解析結果並びに過去の測定結果を踏まえた評価に基づき、会議において必要に応じて専門的立場から意見を述べる。

(3) 議事録の作成

会議の円滑な運営と記録保存のため、議事録を作成し、会議の都度提出する。

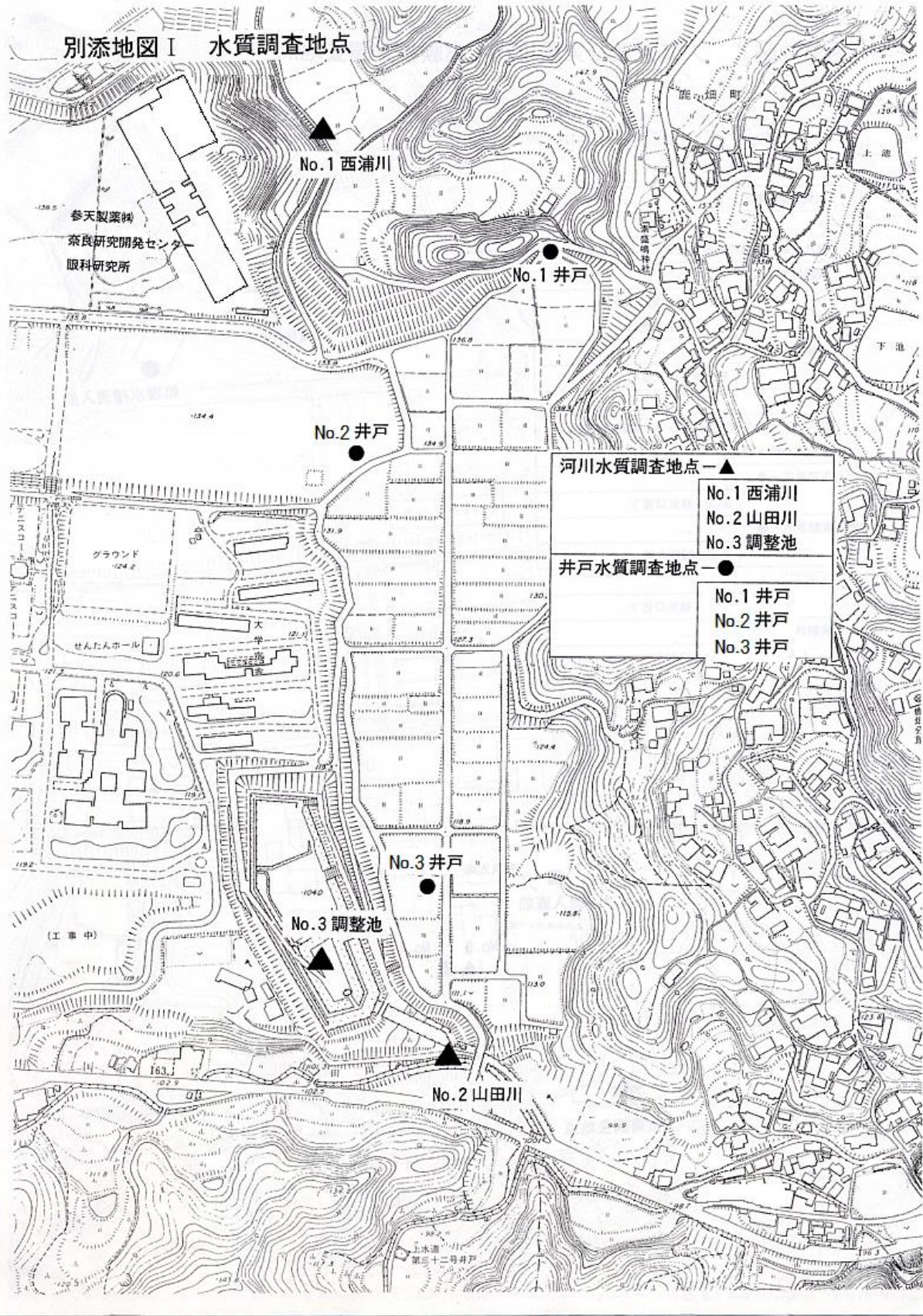
(4) 必要な人員

議事録の作成、専門的な立場からの説明のため、2人用意する。

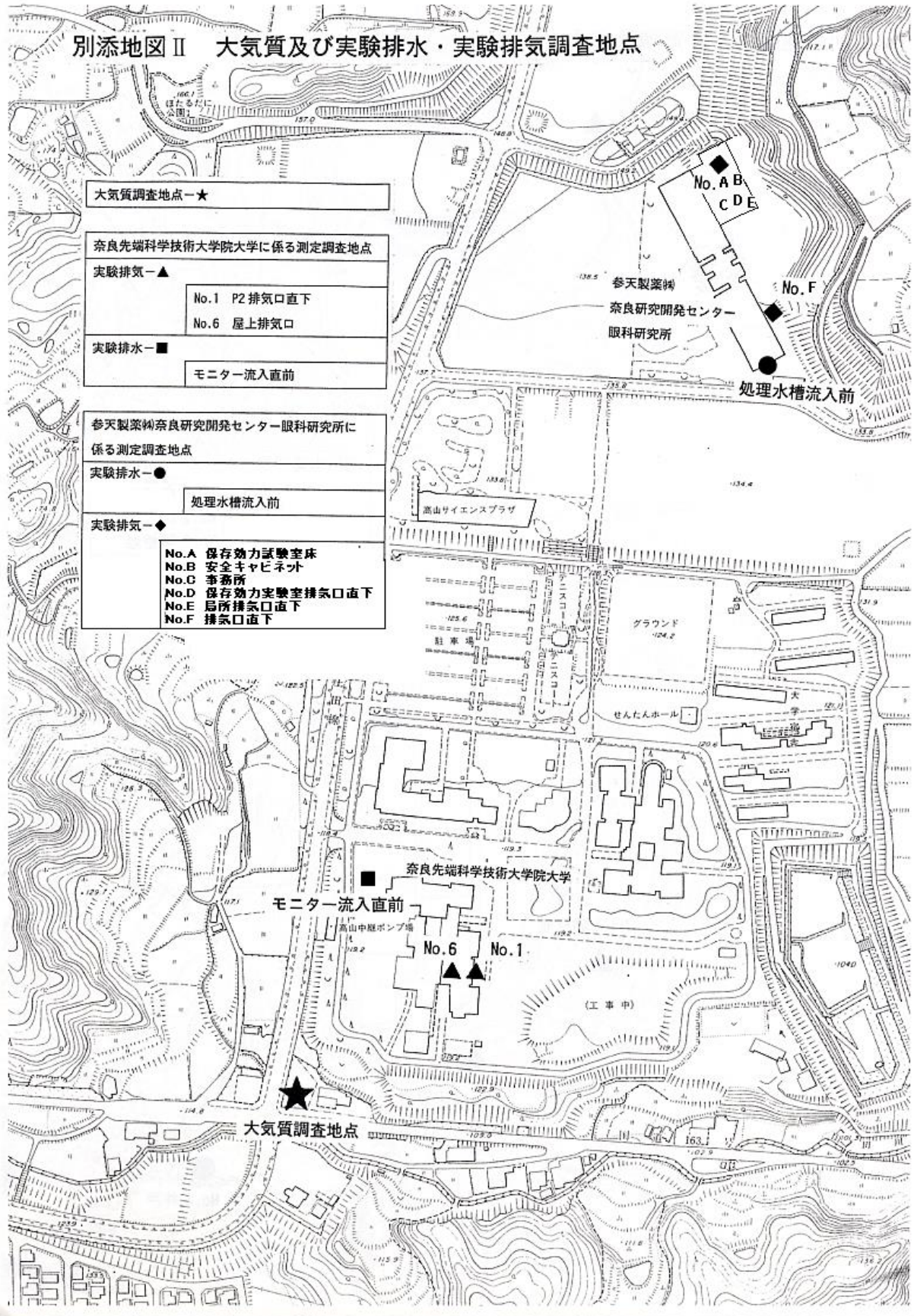
3 会議の回数

年2回 2時間程度(年次報告の審査及び新規事業者参入等)

別添地図 I 水質調査地点



別添地図Ⅱ 大気質及び実験排水・実験排気調査地点



大気質調査地点★
奈良先端科学技術大学院大学に係る測定調査地点
実験排気▲
No.1 P2排気口直下
No.6 屋上排気口
実験排水■
モニター流入直前

参天製薬㈱奈良研究開発センター眼科研究所に係る測定調査地点
実験排水●
処理水槽流入前
実験排気◆
No.A 保存効力試験室床
No.B 安全キャビネット
No.C 事務所
No.D 保存効力試験室排気口直下
No.E 局所排気口直下
No.F 排気口直下

★ 大気質調査地点

■ モニター流入直前

▲ No.6

▲ No.1

◆ No. A B C D E

● No. F

● 処理水槽流入前

高山サイエンスプラザ

グラウンド

せんたんホール

奈良先端科学技術大学院大学

(工事中)